

教職員 各位

保健管理センター所長
寶 學 英 隆

6ヶ月以上の海外派遣前・帰国後における健康診断の実施について（通知）

本学の保健衛生管理については、日頃よりご配慮頂きありがとうございます。さて、労働安全衛生法上、6ヶ月以上の海外出張（研修）をする教職員（労働者）につきましては、派遣前・帰国後に健康診断を受けて頂く必要がございます。ついては、該当する教職員は、下記のとおり保健管理センターまでご相談頂きますようお願いいたします。また、貴研究室、貴係等において該当者がいる場合は、派遣前、帰国後に該当者にご確認をお願いいたします。

記

派遣前：原則、派遣の1ヶ月前までに保健管理センターにご相談ください。

帰国後：原則、帰国後1ヶ月以内に保健管理センターにご相談ください。

※ 検査項目によっては、省略可能な場合や保健管理センターで受検できない項目（外部機関で受診）がありますので、事前にご相談願います。

※ 保健管理センターに相談の上、外部機関での受診が必要であると判断した検査項目にかかる費用については、立替払い請求により大学に請求することができます。手続きに費用な書類などについても保健管理センターにご確認ください。

【本件に関する問合せ先】

保健管理センター 内線 5108